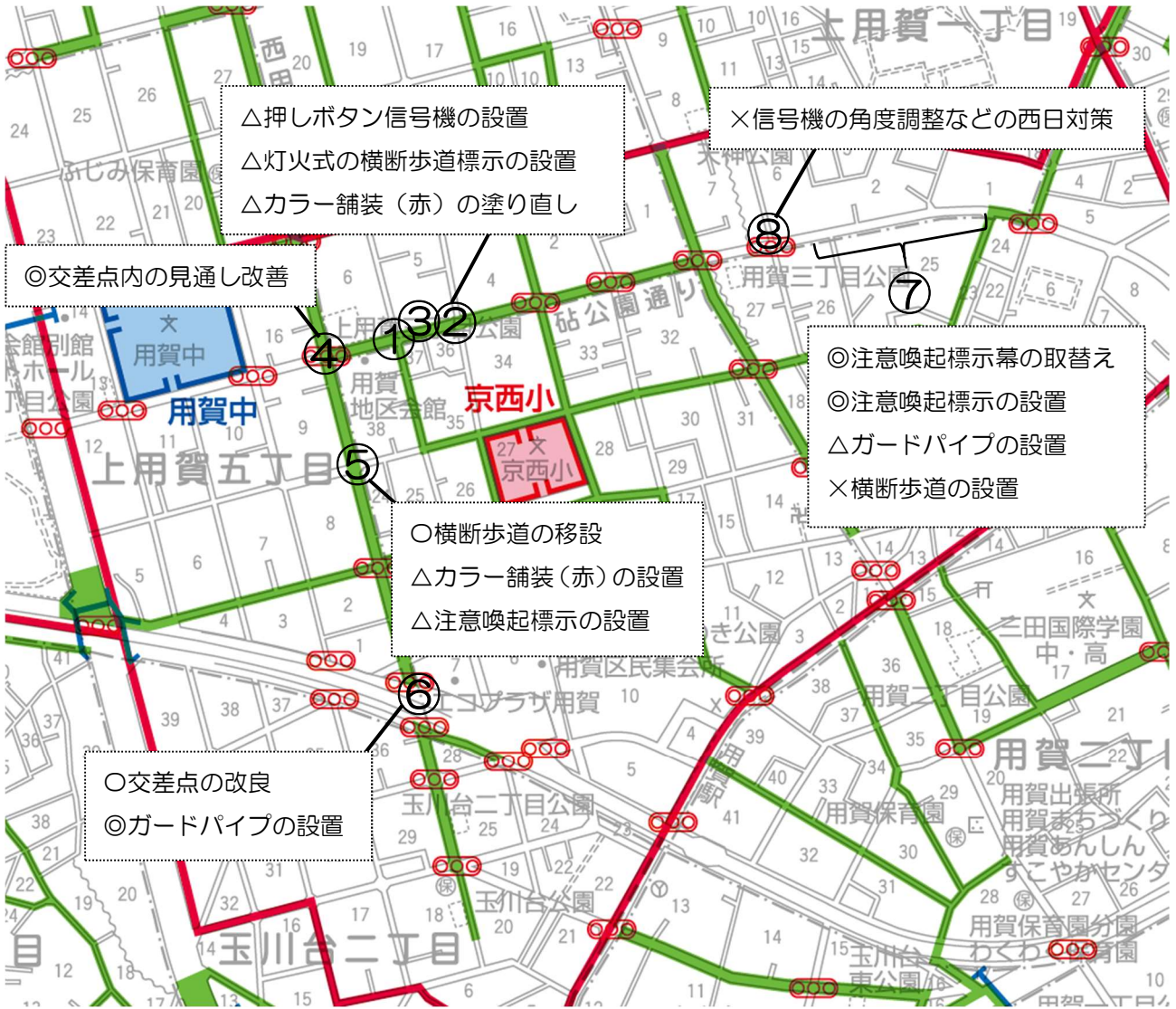


京西小学校

令和2年度通学路合同点検実施結果 箇所図

通学路合同点検実施日時：10月29日（木）10:00



◎実施済 ○実施予定 △検討中 ×実施不可 (令和3年3月31日時点)

令和2年度通学路合同点検内容

34	京西小学校	10月29日	木	10:00	対策方針	
点検No	点検箇所	点検理由	検討先	対策案	検討状況等	
					検討状況	実施時期/実施不可理由/備考等
1	上用賀3-6 (上用賀3丁目公園前の横断歩道)	信号のある横断歩道が通学路に指定されているが、付近の信号の無い横断歩道を利用する児童が多く、各家庭の判断で使い分けられている。 安全面の確認ができるのであれば、通学路として指定できるか否か伺いたい。		通学路として指定はしない(2の対策状況を見据える)		
2	用賀4-36 (横断歩道)	信号のある横断歩道が通学路に指定されているが、付近の信号の無い横断歩道を利用する児童が多く、各家庭の判断で使い分けられている。 安全面の確認ができるのであれば、通学路として指定できるか否か伺いたい。	玉川警察署	押しボタン式の信号機が設置できるか検討 信号機の設置ができない場合、灯火式の横断歩道標示の設置検討	検討中	信号機の新設は京西小学校交差点の信号機と近接しているため、設置することができないが、同信号機の移設なら可能である。 移設することで、歩行者用灯器を設置することから、より良くなると思う。 ただし、通学路の変更等を要することから、学校側で保護者や住民等の意見を踏まえて再検討願います。 信号機が設置できない場合については、検討結果後とする。
			玉川土木管理事務所	既設のカラー舗装(赤)の編模様から全面(塗りつぶす)に設置 (信号機の設置ができない場合)	検討中	信号機の設置ができない場合、検討する。
				今回の対策(信号機の設置など)状況を見て、通学路に指定するか改めて判断する。		
3	用賀4-37 (横断歩道)	信号のある横断歩道が通学路に指定されているが、付近の信号の無い横断歩道を利用する児童が多く、各家庭の判断で使い分けられている。 安全面の確認ができるのであれば、通学路として指定できるか否か伺いたい。		通学路として指定はしない(2の対策状況を見据える)		
4	用賀4-38 (信号のある横断歩道)	南側から左折する車両など、公園内の植栽や看板が死角となり危険である。	玉川公園管理事務所 (玉川土木管理事務所経由で依頼)	植栽の剪定、看板の移設など、死角をなくす対応を検討	実施済	
5	上用賀8-8、9 (横断歩道)	桜の木が死角となり、車両が横断待ちの歩行者に気づかない。	玉川警察署	横断歩道を南側に移設できるか検討	実施予定	東京都公安委員会手続中 (令和3年度移設予定)
			玉川土木管理事務所	カラー舗装(赤)の設置 (横断歩道が移設できない場合)	検討中	横断歩道が移設できない場合、検討する。
			玉川土木管理事務所	注意喚起標示の設置 (横断歩道が移設できない場合)	検討中	横断歩道が移設できない場合、検討する。

6	玉川台2 - 28 (エコプラザ用賀の信号を西用賀通りから左折する交差点)	大型トラックが左折する際、児童と接触すれすれとなっており危険である。	玉川土木管理事務所	交差点の改良(外側線の設置などで、歩行空間を確保)	実施予定	玉川警察署と協議済 (令和3年度実施予定)
			玉川土木管理事務所	ガードパイプの設置 (昨年度、1つ設置しているが、その横に追加で設置)	実施済	車止め(単柱)を設置済。
7	用賀3 - 27 (用賀3丁目公園付近)	坂道のため、スピードを出している車が多い。深奥のある横断歩道が離れているため、横断歩道がない場所を渡る児童がいる。	玉川土木管理事務所	注意喚起標示幕の取替え(坂を上る車両向け)	実施済	
			玉川土木管理事務所	注意喚起標示の設置(坂を下りる車両向け)	実施済	
			玉川土木管理事務所	ガードパイプの設置の検討	検討中	舗装更新計画路線のため、時期が来たら予算要求を依頼する。
			玉川警察署	横断歩道の設置	実施不可	勾配のある坂の途中であり、横断歩道や歩行者がドライバーから見えにくく、停止距離も長くなってしまったため、設置場所として不適切である。
8	用賀3 - 27 (用賀3丁目公園付近)	西日で信号が見えにくい(東から西側に向かう車両)。そのため、信号を無視する車両がいる。	玉川警察署	信号機の角度を変える、またはブラインドを設置するなど検討	実施不可	管制課と実査した結果、本信号機は西側の信号機とい連動しているため、信号を無視しないよう調整されている。角度や高さも問題ないため、見送りとする。